再生をしようとするフロン類の種類	
再生をしたフロン類の用途	
第一種フロン類再生施設等の種類、数、構造及び再生の能力	
種類	
数	
構造	
再生の能力	
第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法	

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

附　則

この省令は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

告　示

○環境省告示第九十二号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十条第一項及び第二項の規定に基づき特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施するため、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年九月十一日

環境大臣　石原　伸晃

一　土壌等の除染等の措置を実施する土地の所在地及び土地等並びに土壌等の除染等の措置の内容

所在地	土地等	土壌等の除染等の措置の内容
福島県双葉郡**楢**葉町大字下小塙字小塙作十五―一	田	除草、反転耕及び地力回復措置
福島県双葉郡**楢**葉町大字下小塙字小塙作十七―一	田	除草、反転耕及び地力回復措置
福島県双葉郡**楢**葉町大字下小塙字小塙作四十八―一	原野	刈払い
福島県双葉郡**楢**葉町大字下小塙字小塙作五十三―二	原野	刈払い
福島県双葉郡**楢**葉町大字下小塙字小塙作五十七―一	山林	堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県双葉郡**楢**葉町大字下小塙字小塙作五十九	畑	除草、反転耕及び地力回復措置
福島県双葉郡**楢**葉町大字下小塙字小塙作六十―一	原野	刈払い
福島県双葉郡**楢**葉町大字下小塙字小塙作六十一―一	原野	刈払い
福島県双葉郡**楢**葉町大字下小塙字小塙作六十四―三	原野	刈払い
福島県双葉郡**楢**葉町大字下小塙字小塙作六十五	原野	刈払い
福島県双葉郡**楢**葉町大字下小塙字小塙作六十六―一	原野	刈払い
福島県双葉郡**楢**葉町大字下小塙字小塙作六十七―一	原野	刈払い
福島県双葉郡**楢**葉町大字下小塙字小塙作六十八	田	除草、反転耕及び地力回復措置
福島県双葉郡**楢**葉町大字下小塙字小塙作六十八―一	宅地	屋根　堆積物の除去及び拭き取り 外壁　拭き取り 雨どい（軒どい）　堆積物の除去及び拭き取り 雨どい（竪どい）　高圧水洗浄 庭等（未舗装面の土壌）　堆積物の除去、除草、芝刈り並びにホットスポットの表土の除去及び被覆 庭等（未舗装面の芝地）　堆積物の除去、除草、芝刈り及び芝の深刈り 庭等（未舗装面の砂利・砕石）　砂利・砕石の除去及び被覆 庭等（舗装面）　堆積物の除去及び高圧水洗浄 庭等（植栽）　堆積物の除去、除草、樹木の根元付近の表土の除去及び被覆並びに常緑樹の剪定
福島県双葉郡**楢**葉町大字下小塙字小塙作六十八―三	原野	刈払い